



平成 27 年 4 月 22 日

各 位

会 社 名 小松ウオール工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 加納 裕
(コード：7949、東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員
総務本部長 本彦 義夫
(TEL. 0761-21-3234)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 48 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）」が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員（取締役）の範囲が変更されることに伴い、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第 28 条（取締役の責任免除）及び第 36 条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第 28 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 27 年 6 月 25 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日（予定）

以 上

(別紙)

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="284 383 678 412">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="180 454 571 483">第19条～第27条 [条文省略]</p> <p data-bbox="180 526 544 555">第28条 (取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="284 562 783 797">当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。</p> <p data-bbox="252 813 783 1048">2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、当該<u>社外取締役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p data-bbox="284 1093 678 1122">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="180 1164 571 1193">第29条～第35条 [条文省略]</p> <p data-bbox="180 1236 544 1265">第36条 (監査役の責任免除)</p> <p data-bbox="284 1272 783 1507">当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。</p> <p data-bbox="252 1523 783 1758">2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、当該<u>社外監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p data-bbox="916 383 1310 412">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="810 454 1201 483">第19条～第27条 [現行どおり]</p> <p data-bbox="810 526 1174 555">第28条 (取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="916 562 1415 797">当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。</p> <p data-bbox="884 813 1415 1048">2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、当該<u>取締役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p data-bbox="916 1093 1310 1122">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="810 1164 1201 1193">第29条～第35条 [現行どおり]</p> <p data-bbox="810 1236 1174 1265">第36条 (監査役の責任免除)</p> <p data-bbox="916 1272 1415 1507">当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。</p> <p data-bbox="884 1523 1415 1758">2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、当該<u>監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p>